

議案第 28 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

宇治市長 松村淳子

宇治市条例第 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第10条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害救助、被災者支援又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した職員に対し、勤務1日につき840円以内の額（これらの作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき1,680円以内の額）を市長の定める計算方法により支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

（提案理由）

宇治市職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものであります。